

●香川県警察本部告示第2号

遺失物法実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年2月17日

香川県警察本部長 今井宗雄

遺失物法実施規程の一部を改正する規程

遺失物法実施規程（平成19年香川県警察本部告示第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(拾得物件一覧簿等の記載)</p> <p>第3条 施行規則第4条第1項の規定による書面への記載は、<u>別記様式第1号の拾得物件一覧簿により、警察署の会計事務担当者又は当直責任者（当直責任者にあつては、香川県警察執務時間規程（平成12年香川県警察本部告示第4号）に定める執務時間以外の時間におけるこの規程の規定による取扱いを行う場合に限る。以下同じ。）が行うものとする。</u></p> <p>2 <u>施行規則第4条第2項の規定による書面への記載は、別記様式第1号の2の特例施設占有者保管物件一覧簿により、警察署の会計事務担当者が行うものとする。</u></p> <p>(現金の取扱い)</p> <p>第5条 提出の取扱いを行う者（警察署の会計事務担当者を除く。）は、提出を受けた物件が現金又は現金が含まれているものであるときは、当該物件の提出をした拾得者（法第2条第3項に規定する拾得者をいう。以下同じ。）又は施設占有者（法第2条第6項に規定する施設占有者をいう。以下同じ。）の面前において<u>別記様式第2号の現金収納袋に当該現金を収納し、封かんしなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(提出を受けた物件を返還しようとする場合等における通知の方法)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 施行規則第18条第2項本文の規定による通知は、別記様式第12号の拾得物件返還通知書により行うものとする。ただし、提出をした拾得者<u>若しくは施設占有者と対面で会話ができる場合又は書面による通知を行ういとまがない場合その他のやむを得ない事由がある場合は、当該通知を口頭によ</u></p>	<p>(拾得物件一覧簿等の記載)</p> <p>第3条 <u>拾得物件一覧簿（施行規則第4条第1項に規定する拾得物件一覧簿をいう。以下同じ。）は、警察署に備え、警察署の会計事務担当者又は当直責任者（当直責任者にあつては、香川県警察執務時間規程（平成12年香川県警察本部告示第4号）に定める執務時間以外の時間におけるこの規程の規定による取扱いを行う場合に限る。以下同じ。）が記載するものとする。</u></p> <p>2 <u>特例施設占有者保管物件一覧簿（施行規則第4条第2項に規定する特例施設占有者保管物件一覧簿をいう。）は、警察署に備え、警察署の会計事務担当者が記載するものとする。</u></p> <p>(現金の取扱い)</p> <p>第5条 提出の取扱いを行う者（警察署の会計事務担当者を除く。）は、提出を受けた物件が現金又は現金が含まれているものであるときは、当該物件の提出をした拾得者（法第2条第3項に規定する拾得者をいう。以下同じ。）又は施設占有者（法第2条第6項に規定する施設占有者をいう。以下同じ。）の面前において<u>別記様式第1号の現金収納袋に当該現金を収納し、封かんしなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(提出を受けた物件を返還しようとする場合等における通知の方法)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 施行規則第18条第2項本文の規定による通知は、別記様式第12号の拾得物件返還通知書により行うものとする。ただし、提出をした拾得者<u>又は施設占有者が警察署又は交番等において、対面で会話ができる場合は、当該通知を口頭により行うことができる。</u></p>

り行うことができる。

3・4 略

別記様式第1号 (第3条関係)

拾得物件一覧簿

受理番号	記載日	物件の種類及び特徴	拾得日時	拾得場所	備考
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		

備考

- 1 備考欄には、その物件を遺失者に返還し、又は所有権を取得した者に引き渡した場合等において、その旨及びその年月日その他必要な事項を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

3・4 略

別記様式第1号の2 (第3条関係)

特例施設占有者保管物件一覧簿

受理番号		記載日	年 月 日	保管	名称
氏名又は名称				場所	電話番号その他の連絡

明細 番号	物件 (種類及び数量)		拾得日時	拾得場所	備 考
	現金	物 品			
			月 日 時 分		
			月 日 時 分		
			月 日 時 分		
			月 日 時 分		
			月 日 時 分		
			月 日 時 分		
			月 日 時 分		
			月 日 時 分		
			月 日 時 分		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

(裏面)

切り取り線

のりしろ

折り返し線(谷折り)

一連番号 _____

記入必須欄 ※記入後、拾得者の面前で現金を入れて封をすること。

受理番号		物品	
現金	億 千 百 十 万 千 百 十 円		

預り書が交付できない場合は、以下の欄についても記入し、表面の「現金受取票」を記入の上、交付すること。

取扱者	警察署 交番 (氏名) 駐在所
受理日時	年 月 日 午前・後 時 分
拾得者	氏名 電話番号
その他備考等	

(裏面)

切り取り線

のりしろ

折り返し線(谷折り)

一連番号 _____

受理番号			警察署	交番・駐在所
受理日時	年 月 日 午前・後 時 分	取扱者氏名		
日時 拾得 場所	年 月 日 午前・後 時 分		ころにて拾得	
拾得者 住所・氏名	住所 氏名	電話番号		
現金	億 千 百 十 万 千 百 十 円	1万円札 枚	5000円札 枚	2000円札 枚
		100円硬貨 枚	50円硬貨 枚	10円硬貨 枚
物	500円硬貨 枚 1000円札 枚 1円硬貨 枚			
備考				

別記様式第2号 削除

別記様式第3号
略

別記様式第3号
略

附 則

- 1 この規程は、令和5年3月1日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第1号による現金収納袋は、当分の間、改正後の別記様式第2号による現金収納袋とみなし、使用することができる。